

愛知みずほ大学における公的研究費の不正防止計画に基づく内部監査実施要領

平成28年3月25日
学長裁定

(目的)

第1 この実施要領は、公的研究費の不正防止計画に基づく内部監査（以下「監査」という。）についての基本的事項を定め、監査に関する業務を円滑かつ効果的に実施することを目的とする。

(実施体制)

第2 愛知みずほ大学研究活動の不正行為防止規程第3条第1項に定める最高管理責任者は、監査に関する業務を瀬木学園内部監査規程第4条に定める内部監査室長に委任する。

(監査計画)

第3 内部監査室長は、会計年度ごとに監査計画書を作成し、最高管理責任者に提出しなければならない。

(監査の実施)

第4 内部監査室長は、最高管理責任者の指示のもと、原則として前条の計画書に基づいて監査を実施しなければならない。

2 前項にかかわらず、必要に応じて実施する場合がある。

(監査の通知)

第5 内部監査室長は、監査の実施にあたり、事前に公的研究費等の研究代表者又は研究分担者（以下「研究代表者等」という。）に対し、実施の時期及び監査事項等について通知するものとする。

(監査結果の通知及び報告)

第6 内部監査室長は、監査終了後、速やかに監査の結果を研究代表者等に通知するとともに、内部監査報告書を作成し、最高管理責任者に報告するものとする。

2 前項の報告内容は、学内に周知するものとする。

(改善等の指示)

第7 最高管理責任者は、前条の報告書により、改善等の措置が必要と判断した場合には、研究代表者等に対して、業務の改善等を指示するものとする。

2 研究代表者等は、前項の指示を受けたときは、速やかに改善措置の具体的な内容について、最高管理責任者に報告しなければならない。

(他の組織体制との連携)

第8 内部監査室長は、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者・コンプライアンス推進責任者と連携して、研究活動の不正行為防止の推進に努めるものとする。

附 記

この要領は、平成28年3月25日から実施する。